

第5回科学技術政策に かかる専門委員会 平成14年 6月26日	参 考 資 料 3-2
---------------------------------------	-------------------

第4回知的財産戦略会議  
資料2(平成14年6月14日)

## 知的財産戦略大綱 (素案)

2002年6月14日

起草委員会

## 目 次

はじめに	5
1. 情報創造の時代	5
2. 情報化時代と「知的財産立国」	5
3. 知的財産戦略大綱の策定	6
<b>第1章 現状と課題</b>	<b>8</b>
1. 産業競争力低下への懸念の高まり	8
2. 知的創造サイクルの確立に向けて	9
3. 競争政策の重要性と表現の自由などの重視	10
<b>第2章 基本的方向</b>	<b>11</b>
1. 創造戦略	11
(1) 大学・公的研究機関等における知的財産創造	11
(2) 企業における戦略的な知的財産の創造・取得・管理	12
(3) 創造性を育む教育・人材養成の充実	12
2. 保護戦略	13
(1) 迅速かつ的確な特許審査・審判	14
(2) 著作権の適切な保護	14
(3) 営業秘密の保護強化	15
(4) 紛争処理に係る基盤の強化	15
(5) 海外及び水際における保護の強化	16
3. 活用戦略	17
(1) 大学・公的研究機関等における知的財産の活用の推進	17
(2) 知的財産の評価と活用	18
4. 人的基盤の充実	18

5. 実施体制の確立	19
第3章 具体的行動計画	21
1. 知的財産の創造の推進	21
(1) 大学等における知的財産創造の推進	21
①知的財産の創造を重視した研究開発の推進	21
②研究開発評価における知的財産の活用	22
③研究者へのインセンティブの付与	23
④知的財産権の取得に要する費用の確保	23
⑤知的財産権の取得・管理のための人材や体制の整備	24
⑥研究開発成果の取扱ルールの明確化	24
⑦知財財産権の取得に係る手続の支援	25
⑧研究施設の改善等の環境整備	25
(2) 企業等における知的財産創造の促進	25
①職務発明制度の再検討	25
②日本版バイ・ドール制度の拡充	26
③知的財産情報調査のための基盤整備	26
④優れたコンテンツ創出等への支援	27
⑤優れたデザイン、ブランドの創造支援	28
(3) 創造性を育む教育・研究人材の充実	28
①研究人材の養成及び流動性、多様性の向上	28
②知的財産教育の推進	28
2. 知的財産の保護の強化	30
(1) 特許審査・審判の迅速化等	30
①特許審査の迅速化等	30
②審判制度等の改革	30
③植物新品種審査期間の短縮	31
(2) 実質的な「特許裁判所」機能の創出	31
①管轄の集中化	31
②専門家参加の拡大などの裁判所の人的基盤拡充	31
③証拠収集手続の拡充	31

④裁判外紛争処理の充実等	32
(3) 損害賠償制度の強化	32
(4) 模倣品・海賊版等への対策の強化	32
①二国間・多国間交渉を通じた取組	32
②育成者権侵害品対策	33
③知的財産権侵害に対する国境措置の改善	33
④国内における模倣品・海賊版等の取締りの強化	33
⑤国民への啓発の強化	34
(5) 国際的な知的財産制度の調和と協力の促進	34
①世界特許システムの構築等に向けた取組の強化	34
②アジアの制度整備及び施行体制づくり支援	34
③自由貿易協定（F T A）、T R I P S協定、ヘーグ条約等への戦略的対応	35
④デジタル化・ネットワーク化に対応した新たな国際著作権ルールの策定	35
(6) 営業秘密の保護強化	35
(7) 新分野等における知的財産の保護	36
①有用な新創作物の積極的な保護	36
②ポストゲノム研究成果の適切な保護	36
③再生医療、遺伝子治療関連技術の特許法における取扱いの明確化	36
④ネットワーク上での著作権の保護強化	37
3. 知的財産の活用の促進	38
(1) 大学等からの技術移転の促進	38
①大学等による機関一元管理の導入	38
②大学等における技術移転機能の強化	38
③技術移転等に係る契約ルールの整備	39
④技術移転促進に係るインセンティブの付与	39
(2) 企業における戦略的な知的財産の活用	40
①経営者の意識向上と戦略的な特許取得の活用	40
②知的財産の情報開示	40
③デザイン、ブランドの戦略的活用	40
(3) 知的財産の流通の促進	40
①知的財産の価値評価の確立	41
②知的財産ライセンス契約の安定強化	41

③コンテンツの創作活動の保護と流通の促進	41
④研究試料等の研究開発成果の流通の促進	42
4. 知的財産関連人材の養成と国民意識の向上	43
(1) 専門人材の養成	43
①法科大学院における知的財産法をはじめとするビジネス関連法分野教育の強化	43
②ビジネスに理解の深い技術系人材の供給	43
③弁理士等の専門人材の充実と機能強化	44
(2) 国民の知的財産意識の向上	44
①用語を「知的財産権」「産業財産権」に統一	44
②啓発活動の強化	45
③知的財産関連調査統計の整備	45
5. 知的財産戦略大綱の実施	46

## はじめに

日本経済を取り巻く環境は、依然厳しい状況にあり、将来に対する閉塞感を払拭できない中、我が国の国際的な競争力を高め、経済・社会全体を活性化することが求められている。そのためには、我が国を、科学技術や文化などの幅広い分野において豊かな創造性にあふれ、その成果が産業の発展と国民生活の向上へつながっていく、世界有数の経済・社会システムを有する「知的財産立国」とすることが必須である。その目標に向けた諸改革を直ちに実行するため、「知的財産立国」実現に向けた政府の基本的な構想である知的財産戦略大綱をここに策定する。

### 1. 情報創造の時代

戦後、我が国の高度経済成長の原動力となったのは、勤勉な国民性と重化学工業、さらには加工組立型の産業分野を中心とする「ものづくり」の強さであり、その土台は、欧米の技術を導入・改良し、強固なチームワークを活かして現場での生産技術を向上させていくという日本型生産システムであった。

しかしながら、低廉な労働コストと生産技術の向上を背景にしたアジア諸国等の追い上げ、グローバルな社会の情報化の進展等により、過去の成功を支えた経済モデルからの脱却が求められ、新たな成長モデルを模索する必要性が生じている。すなわち、経済・社会のシステムを、加工組立型・大量生産型の従来のものでづくりに最適化したシステムから、付加価値の高い無形資産の創造にも適応したシステムへと変容させていくことが求められている。加工組立型のものでづくりにおいては、調和のとれたチームワークが重要な要素であるが、発明や著作物等の情報の創造には、個人の自由な発想が鍵となる。我が国の明るい未来を切り拓くため、あらゆる面で創造性を重視する環境整備に向けた改革断行が欠かせない。この改革は、我が国における21世紀型の文明構築に向けた国家的事業である。

以上のような視点に立って、国際協調を図りつつ知的財産戦略大綱を実行して、我が国産業の国際競争力を強化することが必須である。

### 2. 情報化時代と「知的財産立国」

「知的財産立国」とは、発明・創作を尊重するという国の方向を明らかに

し、ものづくりに加えて、技術、デザイン、ブランドや音楽・映画等のコンテンツといった価値ある「情報づくり」、すなわち無形資産の創造を産業の基盤に据えることにより、我が国経済・社会の再活性化を図るというビジョンに裏打ちされた国家戦略である。その実現には、ものづくり基盤の再構築と併せ、経済活動のグローバル化や情報化の進展、雇用の流動化等に対応して、政府・大学・企業・個人等、あらゆるレベルでの知的創造活動を刺激するとともに、その結果として得られた発明や著作物等の成果を知的財産として適切に保護し、製品・サービスの付加価値の源泉として、有効に活用する経済・社会システムを構築することが必要である。

一方、情報通信技術の急速な進歩は、「情報」の模倣や無断複製の加速化という負の効果も発生させており、創作者による開発資金の回収が困難となる状況を生んでいる。財産的価値を有する情報、すなわち知的財産を産業競争力の強化の源泉とするためには、こうした情報化時代の特質を深く認識することが必須の前提となる。

知的財産を豊富に創造し、これを保護・活用することにより、我が国の経済や文化の持続的発展を目指す知的財産立国を実現し、新たな経済・社会システムを構築するためには、発明や著作物等が意欲的に創作され、活用される過程で生ずるあらゆる課題について、法律をはじめとする諸制度や官民の慣行をゼロから見直し、あるべき姿を追求しなければならない。行政機関は、初等・中等教育を通じた創造性ある人格の形成、企業や大学における知的財産創造の戦略的な取組の推進や専門人材の育成、優れた発明の成果等の保護・活用を進めるための知的財産関連法制、関連税制の整備や知的財産に係る情報インフラの整備に努めるとともに、知的財産関連の行政サービス提供者であることを不断に認識しなければならない。また、司法分野における諸改革の遂行、海外における模倣品・海賊版等に対応するための積極的な通商・外交政策の推進等、幅広い分野での取組が必要である。

### 3. 知的財産戦略大綱の策定

本大綱は、今後、我が国の国富の源泉となる知的財産の創造のより一層の推進と、その適切な保護・活用により、我が国経済・社会の活性化を目指す具体的な改革工程を示し、「知的財産立国」の実現に向けた道筋を明らかにし、さらには、我が国の明るい未来を切り拓く政府の決意を表明するとともに、

その実現に向けた国民各層の理解と参画を求めるものである。今後、政府は、この大綱に基づき、2005年度までを目途に、知的財産に関わる制度等の改革を集中的・計画的に実施する。



## 第1章 現状と課題

### 1. 産業競争力低下への懸念の高まり

戦後、我が国は欧米から基本技術を導入し、その改良と生産現場の卓越した適応力を背景として、世界に対し良質の製品を安く大量に供給することにより、歴史上特筆される繁栄を謳歌してきた。しかしながら、近年、高い労働コスト等を要因として、付加価値の低い製品・サービスの競争力は急速に失われ、我が国産業の国際競争力低下への懸念が急速に高まっている。このような懸念を払拭するため、今、新たな国家戦略が求められている。

閉塞感が高まる我が国産業にあっても、自動車、精密機器分野に見られるように、独自技術を武器に世界市場で高いシェアを獲得している製品・サービスを提供している企業も少なくない。また、アニメーションやゲームソフト等のコンテンツ産業は、国際的に高く評価されている。

物的資源に乏しく、かつ、労働コスト等が高い我が国の経済・社会を再び活性化させる戦略として、優れた発明、製造ノウハウ、デザイン、ブランド、音楽、映画、放送番組、アニメーションやゲームソフトをはじめとするコンテンツ等を戦略的に創造・保護・活用することで富を生み出す知的財産立国の視点は不可欠である。

19世紀末、初代の商標登録所長・専売特許所長の高橋是清は米国を視察し、米国の特許院などで関連諸制度、特許弁護士の働きぶりを目の当たりにした。「アメリカでは、知的財産は財産中、最も大事にされている。日本でもこれらを保護すべき」といわれて、大いに感じたと言伝に書き残している。

21世紀の我が国は、まさに知的財産重視により経済的活路を見出すべきであり、それに向けたビジョンを立てることこそ喫緊の課題である。本大綱は、質の高い知的財産を迅速に生み出し、これを活用し、国富につなげる戦略を具体的に示すものである。知的財産を生み出す仕組みを整え、知的財産を的確に評価できる環境を作り上げ、そして、その知的財産が流通し、社会で広く活用されるようになれば、再投資により新たな知的財産を創造する力が生み出されてくる。このような知的創造サイクルの好循環を一層発展させていく改革が、日本の将来を切り拓くには欠かせない。

21世紀においても、我が国が世界の中で確固たる地位を占め続けられるよう、知的財産立国の実現を国家目標と定め、この目標に向けた総合的な施

策を一刻も早く断行することが必要である。

## 2. 知的創造サイクルの確立に向けて

「もの」とは異なり、「情報」は極めて容易に模倣されるという特質をもち、しかも利用されることにより消費されるということがないため、多くの者が同時に利用できる。特に知的財産については、活用されないとその価値は著しく減殺されてしまうという性質を有しており、保護と活用のシステムの構築が知的創造サイクルの確立には欠かせない。したがって、情報を21世紀の我が国における重要な富とするためには、情報が法により強力に保護されなければならないが、単に法律に規定するだけではならず、裁判等を通じて実効的に保護されることが必要である。また、契約や技術開発等によって適切な対価を徴収できる実効的なシステムを確立していない場合、独創的な知的財産を生み出すインセンティブが薄れてしまうととも、生み出された情報も秘匿されるようになり、その結果として知的財産から生み出される富が大きく減少する結果となる。このように、知的財産については、「もの」に関する所有権的発想ではなく、情報の特質を勘案した保護と活用のシステムを構築することにより、知的創造サイクルのより大きな循環につなげるべきである。

質の高い知的財産を生み出す仕組みを整え、知的財産を適切に保護し、知的財産が社会全体で活用され、再投資により更に知的財産を創造する力が生み出されてくるといふ知的創造サイクルがスピードをもって拡大循環すれば、知的財産は大きな利益を生み、経済・社会の発展の強力なエンジンとなる。

しかしながら、知的創造サイクルに関する我が国の現状は必ずしも満足できるものとはいえない。特許を例にとってみれば、我が国企業は特許の出願に熱心であり、我が国の国内出願は世界で最も多い。他方、グローバルな競争が激化しているにも関わらず、欧米にも共通して出願されている特許はむしろ少ないという現状がある。特許出願のみならず、その上流である研究開発段階における戦略的な対応が十分でないことも懸念される。また、大学においては、近年、技術移転機関（TLO）の活動等を通じて、特許取得や技術移転に対する意識が高まってきているものの、その水準は、いまだ米国に及んでいない。

特許審査のスピードも米国の水準には達していない。権利を侵害された場

合の救済についても、改革の余地がある。知的財産関連訴訟の改善に加え、訴訟外での紛争処理手段の充実に着目した取組も必要である。また、知的財産の活用の促進や、知的創造サイクルを支える人材の充実も極めて大きな課題である。

### 3. 競争政策の重要性と表現の自由などの重視

知的財産権の強化は情報化時代の必然であり、国としてその推進を図るべきであるが、権利の強化には弊害も伴う。権利の強化に伴う具体的な弊害としては、独占あるいは優越的地位の濫用による競争上の弊害と、表現の自由等の現代社会が有している基本的価値との抵触が考えられる。今後、権利の強化を図っていく過程において弊害が生じた場合には、これを速やかに除去する必要がある。

競争上の弊害の除去については、独占禁止法を中心とした競争法がその中心をなし、必要に応じてその強化も欠かせない。米国においては、知的財産の独占に対しても独占禁止法が厳しく適用されており、そのことが競争を生み出し、その結果として新たな産業の発展につながっている。我が国においてもバランスのとれた適切な対応がなされなければならない。

また、知的財産法は情報の独占的利用を認める制度であるが、その保護があまりに過度となった場合には、学問・研究の自由、表現の自由などといった現代社会が有している基本的価値と抵触する可能性がある。知的財産制度の整備に当たっては、これらの基本的価値に留意しつつ、バランスのとれた制度を目指さなければならない。

なお、大学においては、知的財産の創造、活用への期待に応えていくことが求められる一方、教育、基礎的・原理的研究も等しく求められていることを忘れてはならない。